

令和 8 年度 特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

三宅村では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「三宅村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び同法第 21 条に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

※令和 8 年度以降の特定事業主行動計画は調整中

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員に占める女性職員の割合

i）目標と取組

	目標	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
一般 行政職	25.3%	20.3%	22.1%	21.9%	23.8%	26.6%

（目標）

- ・令和 7 年度までに、一般行政職の女性割合を、令和 4 年度の実績（20.3%）より 5%以上引き上げ、25.3%以上とする。

（取組内容）

- ・女性職員を含む採用説明会を、令和 4 年度実績 0 回から 1 回以上実施する。
- ・職員募集の際は、男女ともに働きやすい職場であることを広報し、特に女性受験者の拡大を図る。

ii）令和 8 年 4 月 1 日現在の職員に占める女性職員の割合

職 種	男性（人）	女性（人）	合計（人）	女性の割合（%）
一般行政職	47	17	64	26.6
消 防 職	13	0	13	0
保 育 士	0	6	6	100
医 療 職	5	12	17	70.6
技能労務職	8	0	8	0

（２）職員の給与の男女の差異（令和 7 年度）

i）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.6%
全職員	69.5%

ii)「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

・役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長職	101.2%
課長補佐職	109.3%
係長職	101.9%

・勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	110.6%
26～30年	104.9%
21～25年	104.9%
16～20年	96.4%
11～15年	100.9%
6～10年	97.1%
1～5年	98.9%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 年次有給休暇の取得日数の状況(該当年1.1～12.31)

	目標	R4年	R5年	R6年	R7年
平均取得日数	10日	9.4日	13.5日	14.9日	13.0日
取得日数が5日未満の職員割合	0%	20.3%	6.8%	7.2%	8.0%

※20日以上付与されたものに限る。

(目標)

- ・令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、令和4年度実績(9.4日)より引き上げ、10日以上にし、取得日数が5日未満の職員割合を0%にする。

(取組内容)

- ・管理職は職員の年次休暇取得状況を把握し、年5日以上を確実に使用するよう各職員への徹底を図る。
- ・属人的な業務体制を見直し、複数担当制等により業務のカバー体制を構築し、必要な時に休みが取れる職場風土を醸成する。